

内閣参質九六第七号

昭和五十七年五月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

参議院議長 徳 永 正 利 殿

参議院議員秦豊君提出航空法第五十五条の三第一項に規定する工事実施計画認可及び同変更認可等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出航空法第五十五条の三第一項に規定する工事实施計画認可及

び同変更認可等に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の件については、次のとおりである。

なお、変更に要する費用は、航空法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二、第三百条の二及び第二百二十一条の二において、工事实施計画の変更の認可申請書の記載事項とされていない。

(一) 新東京国際空港工事实施計画の変更認可について

| 認可年月日     | 内 容                 | 変 更 理 由       |
|-----------|---------------------|---------------|
| 昭和四四・一・二五 | 誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更 | 空港の機能の向上を図るため |

## (二) 航空保安無線施設工事実施計画の変更認可について

|            |                     |                         |
|------------|---------------------|-------------------------|
| 昭和四七・六・二七  | 誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更 | 空港の機能の向上を図るため           |
| 昭和五一・一一・二五 | 飛行場標識施設の配置等の計画の変更   | 航空保安施設予定地の確保ができないこと等のため |
| 昭和五三・一二・二六 | 誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更 | 空港の機能の向上を図るため           |

認可年月日

内

容

変

更

理

由

昭和四七・七・二一

ILSの位置等の計画の変更

航空保安施設予定地の確保ができないこと等のため

昭和五一・三・三〇

NDB等の位置の計画の変更

航空保安無線施設予定地の確保ができないこと等のため

昭和五一・一一・二五

ILSの位置等の計画の変更

航空保安施設予定地が確保された時点において、ILSを当該予定地に設置するため

昭和五三・一二・二六

ILSの位置等の計画の変更

グライドパスと水平面のなす角度を三度で運用する計画としたため

昭和五四・七・一八

ILSの位置等の計画の変更

航行援助に万全を期するため

## (三) 航空灯火工事実施計画の変更認可について

| 認可年月日      | 内 容            | 変 更 理 由                 |
|------------|----------------|-------------------------|
| 昭和四七・六・二九  | 航空灯火の配置等の計画の変更 | 誘導路の配置等の変更等のため          |
| 昭和五一・一一・二五 | 航空灯火の配置等の計画の変更 | 航空保安施設予定地の確保ができないこと等のため |
| 昭和五三・一二・二六 | 航空灯火の配置等の計画の変更 | 誘導路の配置等の変更等のため          |

二について

(1) 御質問の件については、次のとおりである。

| 工事完成検査申請年月日 | 完成検査合格年月日  | 供用開始期日の届出年月日 | 届け出られた供用開始期日 | 現実の供用開始期日 |
|-------------|------------|--------------|--------------|-----------|
| 昭和五二・八・二九   | 昭和五二・一一・二六 | 昭和五二・一一・二六   | 昭和五三・三・三〇    |           |
|             |            | 昭和五三・三・二八    | 別途届け出る期日     |           |
|             |            | 昭和五三・四・四     | 昭和五三・五・二〇    | 昭和五三・五・二〇 |

(2) Bに係る工事を段階的に進めるに当たり、その完成の予定期日を昭和五十九年三月三十一日等としたものである。

(3) 御質問の件については、次のとおりである。

| 工事完成検査申請年月日 | 完成検査合格年月日  | 供用開始期日の届出年月日 | 届け出られた供用開始期日 | 現実の供用開始期日 |
|-------------|------------|--------------|--------------|-----------|
| 昭和四七・三・一    | 昭和五一・一一・二六 | 昭和五一・一一・二六   | 昭和五三・三・三〇    |           |
|             |            | 昭和五三・三・二八    | 別途届け出る期日     |           |
|             |            | 昭和五三・四・四     | 昭和五三・五・二〇    | 昭和五三・五・二〇 |

(4) 御指摘の工事の完成の予定期日については、A滑走路南側の航空保安施設予定地について、空港建設の反対運動等により必要な用地の確保が遅れていたため、航空保安無線施設のうち、A滑走路の当面の運用に必要なものについては昭和四十七年二月二十九日、A滑走路の長さ四千メートルでの運用に必要なものについては昭和五十三年三月三十一日としたものである。

(5) 御質問の件については、次のとおりである。

| 工事完成予定期<br>日      | 工事完成検査申<br>請年月日   | 完成検査合格年<br>月日      | 供用開始期日の<br>届出年月日   | 届け出られた供<br>用開始期日  | 現実の供用開始<br>期日     |
|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 昭和<br>五二・<br>六・三〇 | 昭和<br>五二・<br>六・一七 | 昭和<br>五二・<br>一一・二六 | 昭和<br>五二・<br>一一・二六 | 昭和<br>五三・<br>三・三〇 |                   |
|                   |                   |                    | 昭和<br>五三・<br>三・二八  | 別途届け出る期日          |                   |
|                   |                   |                    | 昭和<br>五三・<br>四・四   | 昭和<br>五三・<br>五・二〇 | 昭和<br>五三・<br>五・二〇 |
| 昭和<br>五四・<br>七・三一 | 昭和<br>五四・<br>八・一  | 昭和<br>五四・<br>一〇・九  | 昭和<br>五四・<br>一〇・一八 | 昭和<br>五四・<br>一二・一 | 昭和<br>五四・<br>一二・一 |
| 昭和<br>五五・<br>四・二五 | 昭和<br>五五・<br>四・一五 | 昭和<br>五五・<br>五・九   | 昭和<br>五五・<br>五・一〇  | 昭和<br>五五・<br>七・一〇 | 昭和<br>五五・<br>七・一〇 |

(6) A滑走路の運用をより円滑にするため、誘導路の一部に係る必要な航空灯火の工事の完成の予定期日を昭和五十五年四月十五日としたものである。

三について

規則第七十七条において、工事の完成の予定期日が異なるものについて、その境界を実測図で明示することと規定しなかつたのは、工事実施計画の認可に当たり、認可申請書の添付図面

である実測図には、飛行場の敷地の境界線等を明示すれば足り、工事の完成の予定期日の異なるものの境界まで明示する必要はないと考えたからである。